

○黒石市パブリックコメント制度実施要綱

(平成26年5月26日告示第95号)

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度について必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進し、市民との協働による公平公正な市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、市民生活に広く影響を与える政策等の策定に当たり、政策案の趣旨・内容及びその他必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報等（以下「意見等」という。）を募集して、寄せられた意見等を考慮した意思決定を行うとともに、その意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に通勤又は通学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める者

3 この要綱において、「実施機関」とは、市長、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び公営企業管理者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等は次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策の方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度による手続を行わないものとする。

- (1) 国又は県の上位計画などとの整合性を図るため、市に裁量の余地がないと認められるもの
 - (2) 地方税の賦課徴収金並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
 - (3) 法令等により意見聴取の手続が定められているもの
 - (4) 市の附属機関が、市民から本制度以外の意見聴取手続を経て作成した報告又は答申に基づき策定するもの
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
 - (6) 政策等の策定が迅速又は緊急を要するもの
 - (7) 政策等の内容が軽微な変更と認められるもの
- (公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、パブリックコメント制度の対象となる政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案に係るパブリックコメントの実施期間
 - (2) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景
 - (3) 政策案の概要
 - (4) その他政策案に関連する資料
- (公表の方法)

第5条 実施機関は、政策案の公表及び意見募集を行うときは、担当する課室等での閲覧又は配布、市の広報紙及びホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、積極的に市民等への周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策案を公表した日から起算して30日以上の期間を設けて、意見等を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、その期間を30日未満とすることができる。

2 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクス及び実施機関が指定する場所への書面の持参のほか、実施機関が定める方法によるものとする。

3 実施機関は、意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出する者の住所、氏名（法人等にあつては所在地、名称及び代表者名）及び連絡先を明記させるものとする。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮し、政策案の策定について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、政策案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

3 提出された意見等が次に掲げるものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

(1) 賛否の結論のみを示したもの

(2) 内容が政策等に合致しないもの

(3) 前条に規定する意見等の提出手続に従っていないもの

4 類似の意見等については、意見等及び実施機関の考え方を一つにまとめて公表することができる。

5 第2項に規定する公表については、第5条の規定に準じて行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるパブリックコメント制度の実施状況を公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行日以後に意思決定を行う政策案について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保し、手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。